

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和 3年3月25日

一般社団法人日本障害者カヌー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.japan-paracha.org/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2021年3月中の理事会にて5か年、10か年計画（組織運営についての方針）を決議し6月をめぐりにHPに掲載しています(年々見直しと改定を行っていく予定です)	組織体制提案
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。今後の役員の増員、外部理事の登用を総会に提案しています。具体的には、小規模運営を基本として新陳代謝が可能な事務局体制に改善していく方針です。理事会のみではなく広く委員会の意見をくみ取りながら2021からの計画を策定し、協会HPにて公表していく予定です。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現在、財務計画としては法人設立当初から2024年パリ大会に向けた予算案を策定していましたが、健全性確保に関する計画は未策定しておりません。執行役員の体制を強化したうえで、財務計画について健全性確保に関して計画を立て2021年度宙にホームページに公開する予定です。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。今後の役員の増員、外部理事の登用を総会に提案しています。具体的には、5年計画として外部理事の目標割合、女性理事の目標割合を達成することを方針として掲げて本年度から改革を進めています	役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。今後の役員の増員、外部理事の登用を総会に提案しています。具体的には、5年計画として外部理事の目標割合、女性理事の目標割合を達成することを方針として掲げて本年度から改革を進めています。その中でアスリート委員会から理事を選出することや、普及委員会から当事者理事を選出することも方針です。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置している。その意見を組織運営に反映させるための具体的措置として、引退後のアスリートの理事就任を検討しています。アスリート委員会の意見を反映させる具体的措置としては、委員長と副委員長を社員メンバーとして総会へ出席する権限を有する形にしています。	アスリート委員会規程 アスリート委員名簿 委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。今後の役員の増員、外部理事の登用を実施していきます。具体的には、現在の理事定数9名から15名へ増員することを総会に提案しています。	役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。その中で各種規程を設け、理事の新陳代謝を図ること、就任時の年齢制限などを設ける規定も策定する予定です。現在、体制の変更とともに進めており、今年度中に策定しホームページに公開します。	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。その中で各種規程を設け、理事の新陳代謝を図る仕組みや就任時の年齢制限などを設ける規定も策定する予定です。現在、体制の変更とともに進めており、今年度中に策定しホームページに公開します。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員体制を変更することを進めています。その中で各種規程を設け、役員候補者の選定のための選考委員会を設ける規定も策定する予定です。その構成員の中には有識者を配置することも組み込んでいきます。	
11	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役員規程を設けています。	役員規程
12	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	組織運営に必要な一般的な規定は整備しています。	会計規程 監事監査規程 個人情報保護規程 社員総会運営規則 理事会運営規程 コンプライアンス規程
13	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	組織運営業務に関する一般的な規定は整備しています。	給与規程 事務局運営規程 就業規則 旅費規程 謝金規程
14	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬に関する規程を整備しているか	役員規程の中に、報酬に関する内容が記載されています。	役員規程
15	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産に関する規定は整備されていませんが、定款の中に財産に関する記載は組み込まれています。	基金取り扱い規程 賛助委員会費規程 会費規程
16	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤を整える規程は整備されていませんが、執行役員体制を強化するとともにそれらも検討事項として今年度中に整備する予定です。	
17	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手規程を作成しています。	選手規程
18	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	本会内部での審判員の制度がない為、規定を整備していません。	
19	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じた適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	事務局と顧問弁護士を担当とした相談窓口を設置しており、内部関係者には周知しています。また、HPの組織図上でも記載しております。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	現在はコンプライアンス窓口として事務局から顧問弁護士への連絡ルートを確認していますが、執行役員の体制強化とともに今年度中を目的に、コンプライアンス委員会を設置する予定です。	
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	20にある今年度中のコンプライアンス委員会設置に向けては、有識者や顧問弁護士に幅広く関わってもらうように検討しています。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在はJPC主催のコンプライアンス研修などを周知して役員に積極的に参加するよう働きかけています。また、その情報を社員に共有することでコンプライアンス強化のための働きかけを行っています。今後は、年に1回~2回程度、顧問弁護士や外部有識者を招きコンプライアンス研修会をリモートで実施するよう検討しています。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在はJPC主催のコンプライアンス研修などを周知して選手やスタッフに積極的に参加するよう働きかけています。また、コンプライアンスに関する情報を内部発信することでコンプライアンス教育を行っています。来期に向けたアンケート調査をスタッフに向けて、コンプライアンス研修会の必要性について意識調査を行いました。今後は、年に1回~2回程度、顧問弁護士や外部有識者を招きコンプライアンス研修会を実施するよう検討しています。	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本会内部での審判員の制度がない為、実施していません。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	協会の設立後、顧問弁護士、顧問税理士と契約しており各種相談事項は毎月の定例会で相談できる仕組みとなっております。パラリンピックサポートセンターでも定期的に個別相談できる仕組みがあるため、今後はそちらも活用して他団体の参考事例なども共有して体制を構築していく方針です。	組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	本会は9割が助成金での事業実施の為、各種助成元の経理処理の手引きに基づいています。それらに関連機関からの審査や監査だけでなく、顧問税理士による中間監査も実施して公正な会計原則を遵守しています。	役員名簿
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	本会は9割が助成金での事業実施の為、各種助成元の経理処理の手引きに基づいています。それらに関連機関からの審査や監査だけでなく、顧問税理士による中間監査も実施して公正な会計原則を遵守しています。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	社員総会で承認された財政情報などはHPにて開示しています。	決算報告書 予算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考方針及び選考の根拠に関する書類は、毎年更新されたものをホームページで公開しています。	海外派遣選手選考方針 換算タイム表
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2021年3月より、HPにページを設けて公開する準備をしております。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員規定の中で利益相反に関して記載しており、役員に周知しています。	役員規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	役員規定の中で利益相反に関して記載しており、役員に周知しています。	役員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕通報制 度を構築すべきで ある	(1) 通報制度を設けること	各種相談窓口を設けて内部関係者には周知し、組織図に記載しております。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2021年度中に組織の運営を強化すべく組織の執行役員の体制を変更することを進めています。その中で、通報制度の運用体制について有識者を配置することを中心に整備する予定です。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	選手規律規程を策定しており、HP上でも公開しています。	選手紀律規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	選手規律規程を策定しており、HP上でも公開しています。	選手紀律規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	選手規程に記載しており、自動応諾条項を定めております。	選手規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	選手規程に記載しており、自動応諾条項を定めており規定は各選手の登録の際に周知しています。	選手規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	事業ごとに現場や規模に合わせて危機管理マニュアルを協会内部の専門機関である医科学委員会の指導を受けて設けております。事業の要綱や情報を掲示する際に合わせて安全管理体制マニュアルをスタッフ関係者や参加者に共有しています。	安全管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	現在、不祥事対応の体制については、具体的には緊急な理事会開催が実施できるような仕組みにし、発生後は顧問弁護士を含めた緊急理事会の招集が行える仕組みにしています。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	現在、不祥事対応の体制については、具体的には緊急な理事会開催が実施できるような仕組みにし、発生後は顧問弁護士を含め各種有識者が参加できる緊急理事会の招集が行える仕組みにしています。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	傘下の地方組織がありません。今後、傘下組織を作ることがあればその際に規程等を策定します。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	傘下の地方組織がありません。今後、傘下組織を作ることがあればその際に規程等を策定します。	